

## 全員協議会会議録

---

|     |                                       |   |
|-----|---------------------------------------|---|
| 1   | 開 会 .....                             | 2 |
| 2   | あいさつ .....                            | 2 |
| 3   | 議 題 .....                             | 2 |
| (1) | 提出議員案について .....                       | 2 |
| ①   | 議員案第 1 号 矢板市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について・・ | 2 |
| (2) | 報告事項について .....                        | 3 |
| ①   | 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 10 号）について.....   | 3 |
| ②   | 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）について.....    | 3 |
| ③   | 矢板市公共施設再配置計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について    | 4 |
| ④   | 令和 5 年度地方税制改正（案）の概要について.....          | 5 |
| ⑤   | 令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種について.....       | 6 |
| ⑥   | 東小学校の施設整備について.....                    | 8 |
| 4   | その他 .....                             | 8 |
| 5   | 閉会 .....                              | 9 |

○ 出席者

---

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 秘書広報課長
- ⑤ 総務部長兼総務課長
- ⑥ 税務課長
- ⑦ 健康増進課長
- ⑧ 教育総務課長

齋 藤 淳一郎  
横 塚 順 一  
村 上 雅 之  
佐 藤 賢 一  
高 橋 弘 一  
丸 谷 久美子  
日 賀 野 真  
細 川 智 弘

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 主査
- ③ 主査

薄 井 勉  
粕 谷 嘉 彦  
佐 藤 晶 昭

## 1 開 会

---

○議長（今井勝巳） ただいまより、全員協議会を開会いたします。

（ 1 0 : 0 0 ）

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の議題につきましては、「令和4年度矢板市一般会計補正予算（第10号）について」など、6件であります。

各報告事項につきましては、所管する部課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## 3 議 題

---

### (1) 提出議員案について

---

#### ① 議員案第1号 矢板市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

○議長 (1)報告事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） ①議員案第1号 矢板市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について申し上げます。本日、午前9時より第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、議員案1件を提出することに決定をいたしました。

①については、議会は、改正後の個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関に含まれていないことから、新たに矢板市議会の個人情報の保護に

関する条例を制定するものであります。

提出に当たりましては、私が提出者になりまして、5名の議運の委員が賛成者として提出いたします。日程につきましては、日程第3の陳情審査の後に提出いたしまして、委員会付託を省略し、即決をお願いをしたいと思えます。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長報告のとおり、御協力をお願いしたいと思います。

## (2) 報告事項について

- 
- ① 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第10号）について
  - ② 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第1号）について
- 

○議長 次に、(2)報告事項について、①及び②について、一括して説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

まず、令和4年度矢板市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

補正の内容につきましては、例年行っておりますけれども、特別交付税及び市債充当事業費の確定に伴う補正予算を今年度も編成する予定であります。また、城の湯温泉センター改修事業につきましては、2月9日の全員協議会におきまして、当初予算の概要報告の際に御説明しておりましたけれども、国の令和4年度補正予算（第2号）において措置されました。地方創生拠点整備交付金の内示がありましたので、令和4年度の補正予算として追加する

ことを予定しております。さらには、ふるさと納税寄附金の増加に伴う追加補正も予定しております。

続きまして、令和5年度矢板市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。こちらは先ほど御説明いたしました、城の湯温泉センター改修事業の令和4年度補正予算計上に伴い、それに係る歳入歳出予算の減額補正を予定しております。

あわせまして、この後、報告事項の⑤で説明がありますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を追加補正する予定であります。

これら2件の補正予算につきましては、3月30日に開催される随時会議に、議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 矢板市公共施設再配置計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について

---

○議長 次に、③について、説明を求めます。

○総務課長 矢板市公共施設再配置計画の策定に伴うパブリックコメントの結果について御報告いたします。

令和4年12月15日から令和5年1月20日まで実施した、パブリックコメントの結果であります。4人の方から14件の御意見をいただきました。意見の内容は、質問や要望などでありまして、それぞれの意見に対する市の考え方は、別記様式第3号のとおりであります。このパブリックコメントの結果につきましては、本日の全員協議会後に、市ホームページで公開いたしま

す。なお、年度内に見直し後の公共施設再配置計画を策定いたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ④ 令和5年度地方税制改正(案)の概要について

---

○議長 次に、④について、説明を求めます。

○税務課長(丸谷久美子) それでは、令和5年度地方税制改正案の概要について、市税関係の主な改正概要を御説明いたします。

初めに、1固定資産税になります。こちらは、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るために創設されました、固定資産税を軽減する特例措置になります。中小事業者等が、市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した生産性の向上に資する一定の機械装置等に係る固定資産税を最初の3年間2分の1に、さらに賃上げ目標を盛り込んだ同計画に基づく設備投資の場合3分の1にするもので、期間は令和5年度中の取得で5年間、令和6年度中の取得で4年間となります。令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した機械装置等が対象となります。

次に2軽自動車税になります。(1)は環境性能割の税率区分の見直しになります。環境性能割につきましては燃費性能に応じた税率区分が設定され、その区分を2年ごとに見直すこととされており、令和5年度は見直しの年度となりますが、半導体不足等の状況を踏まえ、令和5年4月からの見直しは行わず、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、その後、令和6年1月と令和7年4月に各税率区分における燃費基準達成度を引き上げるもので

す。(2)は種別割の経過措置の延長になります。電気自動車等を取得した場合、翌年度の種別割が75%軽減される等の経過措置がありますが、この適用期限を現行の令和5年3月31日までから3年延長し、令和8年3月31日までとするものです。

最後に3国民健康保険税になります。(1)は後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げるもの、(2)は均等割額と平等割額を軽減する制度における軽減判定所得を算定する際の被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減には29万円に、2割軽減では53万5千円にそれぞれ引き上げるものです。

以上が令和5年度地方税制改正案のうち、市税関係の主な改正概要でございます。この税制改正に伴います市税条例等の改正につきましては、施行日に合わせまして、議案として提出させていただきますが、4月までに改正が必要なものにつきましては、専決処分をいたしまして、次の議会で御報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑤ 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について

○議長 次に、⑤について、説明を求めます。

○健康増進課（日賀野真） 令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種について御説明いたします。

まず、感染症対策といたしまして、昨日、県新型コロナウイルス感染症対

策本部が開催されまして、新規感染者数の減少等を受けて、本日から警戒度レベルが2から1に引き下げられたところであります。また、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けにつきましては、これ既に皆様、御承知かと存じますが、今年の5月8日付で新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当の分類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行となります。

一方で、予防接種法に基づくワクチン接種につきましては、感染症法上の位置付けのいかんにかかわらず、臨時特例接種期間を令和6年の3月末まで延長の上、別添資料のとおり令和5年度においてもこの接種を実施することとなりました。

今後の接種のスケジュールといたしましては、5月8日以降、令和5年春開始接種としまして、初回接種、すなわち1回目と2回目の接種が完了した高齢者、基礎疾患を有する方、また医療従事者など見込みで約1万人を対象に、オミクロン株対応の2価ワクチンの接種を実施いたします。そして9月からは、令和5年秋開始接種といたしまして、初回接種が完了した5歳以上の全ての方、見込みで約1万7千人を対象に、使用するワクチンをこれから選定した上で接種を行うこととなりました。

これら一連のワクチン接種の費用といたしまして、約2億4千万円を見込んでおります。つきましては、先ほど総務部長からの説明がございましたが、来る第385回随時会議に議案として提出いたしますので、御審議賜りますようお願いいたします。また、今後の新型コロナウイルス感染症の取扱いにつきましては、国の動向を注視しつつ、本市として適宜対応してまいりますので、引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑥ 東小学校の施設整備について

---

○議長 次に、⑥について、説明を求めます。

○教育総務課（細川智弘） 東小学校の施設につきましては、長寿命化改修の整備内容を検討するため、今年度、予備設計といたしまして、アスベスト調査と劣化度調査を行いました。その結果、校舎の外壁等からアスベストが検出され、柱のかぶり厚さ及びコンクリートの中性化におきまして、長寿命化改修には適さない結果となりました。また、体育館につきましては、統合により年々増加している児童数に対して、必要面積の基準を満たしていないため、長寿命化改修では根本的な改修改善は難しいと判断いたしました。

それらを踏まえ、東小学校の施設につきましては、充実した教育環境を存分に展開できる機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を整えた安心安全なものとするため、校舎と体育館は全面改築にて整備を行います。

総事業費は約 30 億円で、令和 9 年度中の完成を予定しております。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

---

#### 4 その他

---

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## 5 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

( 1 0 : 1 4 )

令和 年 月 日

議長